

二月十日迄の積付の了無專積共々
積共積付

自念協合資會振、是自念春先狼獵

自念縣門田等益滋内報識夫一同

昭和六年一月十六日

亦及業應報出

五、諸内報識を貸付せらるる事

財源一資財を派丁の聯合に全報識夫を以て貸付せ

S、益の準備金として金預借金を貸與せしむ事

四、五月の準備金として金準備金を貸與せしむ事

財源振員の災害の聯合の報識夫より其報識をせしむ事

法人 財團 協調會 福岡出張所

法人 財團 協調會 福岡出張所

第一項 修繕期間十二日以上に亘る場合は一日八十錢を支給す

第二項 勤務年限一ケ年に付金參拾圓を支給す但毎月一圓を積立つこと

第三項 1、(公傷) 毎月舁船夫及事業主より各十錢積立支給す
2、(私傷病) 其の状況により貸與す

3、葬祭料金拾圓以上支給す

第四項 1、(正月) 二拾圓貸與す

2、(盆) 拾五圓貸與す

第五項 拒絶